

5. 7. 21
1452

勞務第二三二〇號

昭和五年七月十九日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏
 社會局長 官殿
 各廳 府 縣 官 官 官
北橋邊 京都 大阪 神戶 東京 各府 各縣 各官 各官 各官

京成電氣軌道株式會社ニ於ケル復讐其他ノ嘆願運動ニ關スル件(一)(第二報)

- (1) 會社側ニ於テハ本月十八日夏三三三外四名ヲ解雇シ屬書ヲ送來セルト共ニ罷業時對策ヲ請ヒマアリ
- (2) 罷業員側ニ於テハ前報會社ノ解雇要求アリタル事ヲ罷業準備ヲ進メツアルヲ以テ本月二十日ノ日曜日ハ相違法甚ラキ事ニ成リ
- (3) 東京交通労働組合ヲ都ラリテ本月十九日執行委員會ヲ召集シ京成電氣株式會社ニ對シテ

其の果敢一徹ニ於テハ生計を強ハルルノ尚且沈黙シ
 對峙状態を守ル可キ理由何處ニアリカ
 京成電鉄 復讐員 謝罪
 謝罪トシテ極度ニ謝罪スルハ祖上ニ承セリタル名義ノ主權を
 放棄スルニ似テシテ罷業員ノ主權を放棄セシメテ我等日
 本國民トシテ之を行フコトハ宜シクニ思フ 組織セヨ
 謝罪トシテ罷業員側ノ生活を守ル唯の武器ナリ
 昭和五年七月十日
 東京労働組合連合會 東京労働聯合會